

## 医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会のIF記載要領2018（2019年更新版）に準拠して作成

漢方製剤

カ ミ ショウ ヨウ サン

## オースギ加味逍遙散エキスG

OHSUGI Kamishoyosan Extract Granules G

剤形	顆粒剤
製剤の規制区分	処方箋医薬品以外の医薬品
規格・含量	本剤は1日量7.5g中、加味逍遙散エキス3.8gを含有する
一般名	和名：加味逍遙散 洋名：kamishoyosan
製造販売承認年月日 薬価基準収載年月日・ 販売開始年月日	製造販売承認年月日：1986年8月22日 薬価基準収載年月日：1986年10月30日 販売開始年月日：1986年10月30日
開発・製造販売（輸入）・ 提携・販売会社名	製造販売元：大杉製薬株式会社 発売元：大杉製薬株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	大杉製薬株式会社 医薬情報部 TEL：06-6629-9058

本IFは2022年8月改訂の電子化された添付文書（電子添文）の記載に基づき改訂した。  
最新の情報は、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構の医薬品情報検索ページで確認してください。

# I F 利用の手引きの概要 — 日本病院薬剤師会 —

## 1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として、医療用医薬品添付文書（以下、添付文書）がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合があり、製薬企業の医薬情報担当者（以下、MR）等への情報の追加請求や質疑により情報を補完してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための項目リストとして医薬品インタビューフォーム（以下、I F と略す）が誕生した。

1988年に日本病院薬剤師会（以下、日病薬）学術第2小委員会がI Fの位置付け、I F記載様式、I F記載要領を策定し、その後1998年に日病薬学術第3小委員会が、2008年、2013年に日病薬医薬情報委員会がI F記載要領の改訂を行ってきた。

I F記載要領2008以降、I FはPDF等の電子的データとして提供することが原則となった。これにより、添付文書の主要な改訂があった場合に改訂の根拠データを追加したI Fが速やかに提供されることとなった。最新版のI Fは、医薬品医療機器総合機構（以下、PMDA）の医療用医薬品情報検索のページ（<http://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>）にて公開されている。日病薬では、2009年より新医薬品のI Fの情報を検討する組織として「インタビューフォーム検討会」を設置し、個々のI Fが添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討している。

2019年の添付文書記載要領の変更に合わせ、I F記載要領2018が公表され、今般「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」に関連する情報整備のため、その更新版を策定した。

## 2. I Fとは

I Fは「添付文書等の情報を補完し、医師・薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製造販売又は販売に携わる企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

I Fに記載する項目配列は日病薬が策定したI F記載要領に準拠し、一部の例外を除き承認の範囲内の情報が記載される。ただし、製薬企業の機密等に関わるもの及び利用者自らが評価・判断・提供すべき事項等はI Fの記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供されたI Fは、利用者自らが評価・判断・臨床適用するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

I Fの提供は電子データを基本とし、製薬企業での製本は必須ではない。

### 3. I Fの利用にあたって

電子媒体のI Fは、PMDAの医療用医薬品情報検索のページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従ってI Fを作成・提供するが、I Fの原点を踏まえ、医療現場に不足している情報やI F作成時に記載し難い情報等については製薬企業のMR等へのインタビューにより利用者自らが内容を充実させ、I Fの利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、I Fが改訂されるまでの間は、製薬企業が提供する改訂内容を明らかにした文書等、あるいは各種の医薬品情報提供サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、I Fの使用にあたっては、最新の添付文書をPMDAの医薬品医療機器情報検索のページで確認する必要がある。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「V. 5. 臨床成績」や「XII. 参考資料」、「XIII. 備考」に関する項目等は承認を受けていない情報が含まれることがあり、その取り扱いには十分留意すべきである。

### 4. 利用に際しての留意点

I Fを日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用していただきたい。I Fは日病薬の要請を受けて、当該医薬品の製造販売又は販売に携わる企業が作成・提供する、医薬品適正使用のための学術資料であるとの位置づけだが、記載・表現には薬機法の広告規則や医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン、製薬協コード・オブ・プラクティス等の制約を一定程度受けざるを得ない。販売情報提供活動ガイドラインでは、未承認薬や承認外の用法等に関する情報提供について、製薬企業が医療従事者からの求めに応じて行うことは差し支えないとされており、MR等へのインタビューや自らの文献調査などにより、利用者自らがI Fの内容を充実させるべきものであることを認識しておかなければならない。製薬企業から得られる情報の科学的根拠を確認し、その客観性を見抜き、医療現場における適正使用を確保することは薬剤師の本務であり、I Fを活用して日常業務を更に価値あるものにしていただきたい。

(2020年4月改定)

# — 目 次 —

(SG-24)

## I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯 ..... 1
2. 製品の治療学的特性 ..... 1
3. 製品の製剤学的特性 ..... 1
4. 適正使用に関して周知すべき特性 ..... 1
5. 承認条件及び流通・使用上の制限事項 . 1
6. RMPの概要 ..... 2

## II. 名称に関する項目

1. 販売名 ..... 3
2. 一般名 ..... 3
3. 構造式又は示性式 ..... 3
4. 分子式及び分子量 ..... 5
5. 化学名（命名法）又は本質 ..... 5
6. 慣用名、別名、略号、記号番号 ..... 5

## III. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質 ..... 6
2. 有効成分の各種条件下における安定性  
..... 6
3. 有効成分の確認試験法、定量法 ..... 7

## IV. 製剤に関する項目

1. 剤形 ..... 8
2. 製剤の組成 ..... 8
3. 添付溶解液の組成及び容量 ..... 9
4. 力価 ..... 9
5. 混入する可能性のある夾雑物 ..... 9
6. 製剤の各種条件下における安定性 ..... 9
7. 調製法及び溶解後の安定性 ..... 9

8. 他剤との配合変化（物理化学的变化） .. 9
9. 溶出性 ..... 9
10. 容器・包装 ..... 10
11. 別途提供される資材類 ..... 10
12. その他 ..... 10

## V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果 ..... 11
2. 効能又は効果に関連する注意 ..... 11
3. 用法及び用量 ..... 11
4. 用法及び用量に関連する注意 ..... 11
5. 臨床成績 ..... 11

## VI. 薬効薬理に関する項目

1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群  
..... 13
2. 薬理作用 ..... 13

## VII. 薬物動態に関する項目

1. 血中濃度の推移 ..... 14
2. 薬物速度論的パラメータ ..... 14
3. 母集団（ポピュレーション）解析 ..... 15
4. 吸収 ..... 15
5. 分布 ..... 15
6. 代謝 ..... 16
7. 排泄 ..... 16
8. トランスポーターに関する情報 ..... 16
9. 透析等による除去率 ..... 16
10. 特定の背景を有する患者 ..... 16
11. その他 ..... 16

## Ⅷ. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

1. 警告内容とその理由 ..... 17
2. 禁忌内容とその理由 ..... 17
3. 効能又は効果に関連する注意とその理由  
..... 17
4. 用法及び用量に関連する注意とその理由  
..... 17
5. 重要な基本的注意とその理由 ..... 17
6. 特定の背景を有する患者に関する注意  
..... 18
7. 相互作用 ..... 19
8. 副作用 ..... 20
9. 臨床検査結果に及ぼす影響 ..... 21
10. 過量投与 ..... 21
11. 適用上の注意 ..... 21
12. その他の注意 ..... 21

## Ⅸ. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験 ..... 22
2. 毒性試験 ..... 22

## X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分 ..... 23
2. 有効期間 ..... 23
3. 包装状態での貯法 ..... 23
4. 取扱い上の注意 ..... 23
5. 患者向け資材 ..... 23
6. 同一成分・同効薬 ..... 23
7. 国際誕生年月日..... 23

8. 製造販売承認年月日及び承認番号、薬価  
基準収載年月日、販売開始年月日 ..... 24
9. 効能又は効果追加、用法及び用量変更  
追加等の年月日及びその内容 ..... 24
10. 再審査結果、再評価結果公表年月日及び  
その内容 ..... 24
11. 再審査期間 ..... 24
12. 投薬期間制限に関する情報 ..... 24
13. 各種コード ..... 24
14. 保険給付上の注意 ..... 24

## X I. 文献

1. 引用文献 ..... 25
2. その他の参考文献 ..... 25

## X II. 参考資料

1. 主な外国での発売状況 ..... 26
2. 海外における臨床支援情報 ..... 26

## X III. 備考

1. 調剤・服薬支援に際して臨床判断を行う  
にあたっての参考情報 ..... 27
2. その他の関連資料 ..... 29

# I. 概要に関する項目

---

## 1. 開発の経緯

「オースギ加味逍遙散エキスG」は、宗代に陳師文が著わした和剤局方（1107年）に記載されている処方（「厚生省薬務局薬審二第120号通知（S.60.5.31付）」）に基づき製造承認申請して、承認された医療用漢方エキス製剤である。

## 2. 製品の治療学的特性

(1) 効能又は効果は、以下のとおりである。

体質虚弱な婦人で肩がこり、疲れやすく、精神不安などの精神神経症状、ときに便秘の傾向ある次の諸症：

冷え性、虚弱体質、月経不順、月経困難、更年期障害、血の道症

(2) 重大な副作用として、偽アルドステロン症、ミオパチー、肝機能障害、黄疸、腸間膜静脈硬化症があらわれることがある。（「Ⅷ. 8. 副作用」の項参照）

## 3. 製品の製剤学的特性

本剤は10種類の生薬（トウキ、シャクヤク、ビャクジュツ、ブクリョウ、サイコ、ボタンピ、サンシシ、カンゾウ、ショウキョウ、ハッカ）を、エキス抽出から顆粒の製造までの全工程中、メタノール、アセトン等の有機溶媒は一切使用せず水のみで煎出している。

本剤は、乾式造粒法により顆粒剤とした漢方エキス製剤で、日本薬局方、製剤総則「顆粒剤」の全項目に適合する。

## 4. 適正使用に関して周知すべき特性

該当資料なし

## 5. 承認条件及び流通・使用上の制限事項

### (1) 承認条件

該当資料なし

(2) 流通・使用上の制限事項

該当資料なし

6. RMPの概要

該当資料なし

## Ⅱ. 名称に関する項目

---

### 1. 販売名

#### (1) 和名

オースギ加味逍遙散エキスG

#### (2) 洋名

OHSUGI Kamishoyosan Extract Granules G

#### (3) 名称の由来

オースギは大杉製薬株式会社の屋号である。

本方は、逍遙散を基本処方とし、牡丹皮、山梔子を加えた（加味）もので、また薬能である「気分がリラックスする、自由自在になる、肝気を伸びやかにするなど（逍遙）」を表現して、名付けられたと考えられる。尚、元来は「散」という剤形であるが、医療用漢方製剤では、湯剤として抽出したエキスが用いられる。

### 2. 一般名

#### (1) 和名（命名法）

加味逍遙散（該当しない）

#### (2) 洋名（命名法）

kamishoyosan（該当しない）

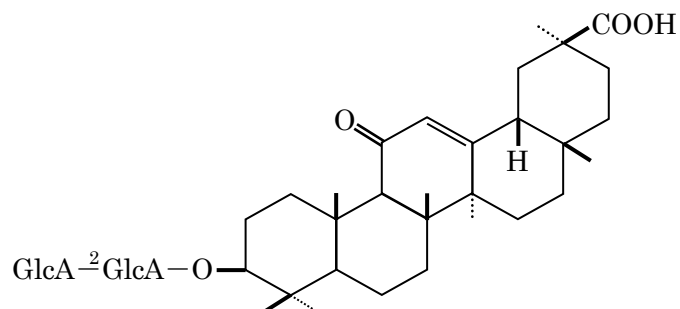
#### (3) ステム

該当しない

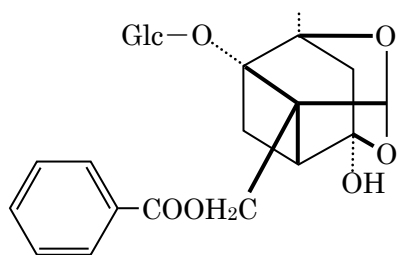
### 3. 構造式又は示性式

本剤の主成分は特定できないが、カンゾウ由来のグリチルリチン酸、シャクヤク由来のペオニフロリン、サイコ由来のサイコサポニン b<sub>1</sub>, b<sub>2</sub>、サンシシ由来のゲニポシドなどが含有されている。

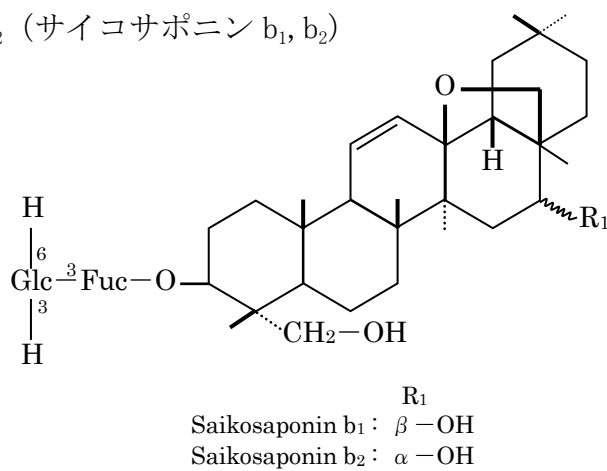
Glycyrrhizic Acid (グリチルリチン酸)



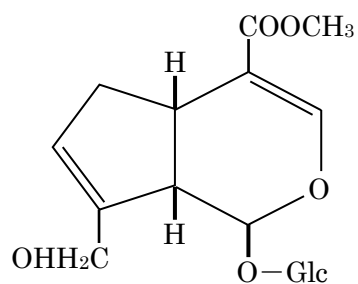
Paeoniflorin (ペオニフロリン)



Saikosaponin b<sub>1</sub>, b<sub>2</sub> (サイコサポニン b<sub>1</sub>, b<sub>2</sub>)



Geniposide (ゲニポシド)



#### 4. 分子式及び分子量

3. に記載した 4 成分について以下に記す。

グリチルリチン酸	(C <sub>42</sub> H <sub>62</sub> O <sub>16</sub> : 822. 93)
ペオニフロリン	(C <sub>23</sub> H <sub>28</sub> O <sub>11</sub> : 480. 46)
サイコサポニン b <sub>1</sub> , b <sub>2</sub>	(C <sub>42</sub> H <sub>68</sub> O <sub>13</sub> : 780. 99)
ゲニポシド	(C <sub>17</sub> H <sub>24</sub> O <sub>10</sub> : 388. 37)

#### 5. 化学名（命名法）又は本質

該当資料なし

#### 6. 慣用名、別名、略号、記号番号

記号番号： SG-24

## Ⅲ. 有効成分に関する項目

---

### 1. 物理化学的性質

#### (1) 外観・性状

加味逍遙散エキス（日局）：

黄褐色～褐色の粉末で、僅かににおいがあり、味は甘く、やや辛く、後に苦い。

#### (2) 溶解性

水に溶けやすく、クロロホルム、ベンゼン等の有機溶媒には、ほとんど溶けない。

#### (3) 吸湿性

吸湿性あり

#### (4) 融点（分解点）、沸点、凝固点

該当資料なし

#### (5) 酸塩基解離定数

該当資料なし

#### (6) 分配係数

該当資料なし

#### (7) その他の主な示性値

該当資料なし

### 2. 有効成分の各種条件下における安定性

「Ⅳ. 製剤に関する項目」を参照すること

### 3. 有効成分の確認試験法、定量法

#### (1) 確認試験法（日本薬局方「加味逍遙散エキス」に準拠）

- ・ TLC（薄層クロマトグラフィー）により、下記生薬の確認を行う。

トウキ

シャクヤク

ビャクジュツ

サイコ

ボタンピ

サンシシ

カンゾウ

ショウキョウ

ハッカ

#### (2) 定量法（日本薬局方「加味逍遙散エキス」に準拠）

—指標成分定量—

- ・ 定量規格 構成生薬由来の指標成分を定量する。

成分名：ペオニフロリン

ゲニポシド

グリチルリチン酸

- ・ 定量法：高速液体クロマトグラフィー

## IV. 製剤に関する項目

### 1. 剤形

#### (1) 剤形の区別

顆粒剤

#### (2) 製剤の外観及び性状

販売名	性状			
	色調	形状	味	におい
オースギ加味逍遙散 エキスG	淡灰茶褐色～ 淡灰黄褐色	顆粒	初め甘く、 後やや苦い	わずかな におい

#### (3) 識別コード

SG-24 [分包シート表面] [ボトルふた]

#### (4) 製剤の物性

該当資料なし

#### (5) その他

該当資料なし

### 2. 製剤の組成

#### (1) 有効成分（活性成分）の含量及び添加剤

有効成分	1 日量 7.5 g 中、下記生薬より抽出した水製乾燥エキス（加味逍遙散エキス）3.8 g を含有する。			
構成生薬	日局 トウキ	3 g	日局 ボタンピ	2 g
	日局 シャクヤク	3 g	日局 サンシシ	2 g
	日局 ビヤクジュツ	3 g	日局 カンゾウ	1.5 g
	日局 ブクリョウ	3 g	日局 ショウキョウ	0.5 g
	日局 サイコ	3 g	日局 ハッカ	1 g
添加剤	乳糖水和物、トウモロコシデンプン、ステアリン酸マグネシウム			

(2) 電解質等の濃度

該当資料なし

(3) 熱量

該当資料なし

3. 添付溶解液の組成及び容量

該当資料なし

4. 力価

該当資料なし

5. 混入する可能性のある夾雑物

副生成物、分解物の特定はできない。

6. 製剤の各種条件下における安定性

包装	保存条件		結果
分包品	室温 <sup>1)</sup>	60ヶ月	全ての項目で規格内であった。
ポリエチレン製容器	室温 <sup>1)</sup>	60ヶ月	全ての項目で規格内であった。

測定項目：乾燥減量、灰分、酸不溶性灰分、崩壊試験、エキス含量、定量

7. 調製法及び溶解後の安定性

該当資料なし

8. 他剤との配合変化（物理化学的变化）

該当資料なし

9. 溶出性

該当資料なし

## 10. 容器・包装

### (1) 注意が必要な容器・包装、外観が特殊な容器・包装に関する情報

該当資料なし

### (2) 包装

分 包 : 735 g (2.5 g × 294 包)、210 g (2.5 g × 84 包)

ボトル : 500 g

### (3) 予備容量

該当資料なし

### (4) 容器の材質

分 包 品 : ポリエチレンテレフタレート・ポリエチレン・アルミニウム・ポリエチレン  
の四層ラミネートフィルム

ボトル : ポリエチレン製容器

## 11. 別途提供される資材類

該当資料なし

## 12. その他

微生物限度試験

日本薬局方の生薬の微生物限度試験法に準拠し、試験を行う

試 験 項 目	限度値
総好気性微生物数	10 <sup>3</sup> CFU/g 未満
総真菌数	10 <sup>2</sup> CFU/g 未満
大腸菌	陰性
緑膿菌	陰性
サルモネラ菌	陰性
黄色ブドウ球菌	陰性

CFU: Colony Forming Unit

## V. 治療に関する項目

---

### 1. 効能又は効果

#### 4. 効能又は効果

体質虚弱な婦人で肩がこり、疲れやすく、精神不安などの精神神経症状、ときに便秘の傾向ある次の諸症：  
冷え性、虚弱体質、月経不順、月経困難、更年期障害、血の道症

### 2. 効能又は効果に関連する注意

設定されていない

### 3. 用法及び用量

#### (1) 用法及び用量の解説

#### 6. 用法及び用量

通常、成人1日7.5gを2～3回に分割し、食前又は食間に経口投与する。  
なお、年齢、体重、症状により適宜増減する。

#### (2) 用法及び用量の設定経緯・根拠

設定されていない

### 4. 用法及び用量に関連する注意

設定されていない

### 5. 臨床成績

#### (1) 臨床データパッケージ

該当資料なし

#### (2) 臨床薬理試験

該当資料なし

(3) 用量反応探索試験

該当資料なし

(4) 検証的試験

1) 有効性検証試験

該当資料なし

2) 安全性試験

該当資料なし

(5) 患者・病態別試験

該当資料なし

(6) 治療的使用

1) 使用成績調査（一般使用成績調査、特定使用成績調査、使用成績比較調査）、製造販売後データベース調査、製造販売後臨床試験の内容

該当資料なし

2) 承認条件として実施予定の内容又は実施した調査・試験の概要

該当資料なし

(7) その他

該当資料なし

## VI. 薬効薬理に関する項目

---

### 1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群

特定できない

### 2. 薬理作用

#### (1) 作用部位・作用機序

該当資料なし

#### (2) 薬効を裏付ける試験成績

該当資料なし

#### (3) 作用発現時間・持続時間

該当資料なし

## VII. 薬物動態に関する項目

---

### 1. 血中濃度の推移

#### (1) 治療上有効な血中濃度

該当資料なし

#### (2) 臨床試験で確認された血中濃度

該当資料なし

#### (3) 中毒域

該当資料なし

#### (4) 食事・併用薬の影響

該当資料なし

### 2. 薬物速度論的パラメータ

#### (1) 解析方法

該当資料なし

#### (2) 吸収速度定数

該当資料なし

#### (3) 消失速度定数

該当資料なし

#### (4) クリアランス

該当資料なし

#### (5) 分布容積

該当資料なし

## (6) その他

該当資料なし

## 3. 母集団（ポピュレーション）解析

### (1) 解析方法

該当資料なし

### (2) パラメータ変動要因

該当資料なし

## 4. 吸収

該当資料なし

## 5. 分布

### (1) 血液－脳関門通過性

該当資料なし

### (2) 血液－胎盤関門通過性

該当資料なし

### (3) 乳汁への移行性

該当資料なし

### (4) 髄液への移行性

該当資料なし

### (5) その他の組織への移行性

該当資料なし

(6) 血漿蛋白結合率

該当資料なし

6. 代謝

(1) 代謝部位及び代謝経路

該当資料なし

(2) 代謝に関与する酵素（CYP 等）の分子種、寄与率

該当資料なし

(3) 初回通過効果の有無及びその割合

該当資料なし

(4) 代謝物の活性の有無及び活性比、存在比率

該当資料なし

7. 排泄

該当資料なし

8. トランスポーターに関する情報

該当資料なし

9. 透析等による除去率

該当資料なし

10. 特定の背景を有する患者

該当資料なし

11. その他

該当資料なし

## Ⅷ. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

---

### 1. 警告内容とその理由

設定されていない

### 2. 禁忌内容とその理由

設定されていない

### 3. 効能又は効果に関連する注意とその理由

設定されていない

### 4. 用法及び用量に関連する注意とその理由

設定されていない

### 5. 重要な基本的注意とその理由

#### 8. 重要な基本的注意

- 8.1 本剤の使用にあたっては、患者の証（体質・症状）を考慮して投与すること。なお、経過を十分に観察し、症状・所見の改善が認められない場合には、継続投与を避けること。
- 8.2 本剤にはカンゾウが含まれているので、血清カリウム値や血圧値等に十分留意すること。〔10.2、11.1.1、11.1.2参照〕
- 8.3 サンシシ含有製剤の長期投与（多くは5年以上）により、大腸の色調異常、浮腫、びらん、潰瘍、狭窄を伴う腸間膜静脈硬化症があらわれるおそれがある。長期投与する場合にあつては、定期的にCT、大腸内視鏡等の検査を行うことが望ましい。〔11.1.4参照〕
- 8.4 他の漢方製剤等を併用する場合は、含有生薬の重複に注意すること。

#### <解説>

- 8.1 医療用漢方製剤のより一層の適正使用を図るため、漢方医学の考え方を考慮して使用する旨を記載している。
- 8.2 カンゾウは多くの処方に配合されているため、過量になりやすく副作用があらわれやすくなることから記載している。
- 8.3 サンシシ含有製剤において腸間膜静脈硬化症の国内症例が集積したこと及び文献情報から、専門家の意見も踏まえ、腸間膜静脈硬化症の注意喚起を記載した。（平成30年2月13日付薬生安発0213第1号「使用上の注意の改訂について」に基づく改訂）
- 8.4 医療用漢方製剤を併用する場合には、重複生薬の量的加減が困難であることから記載している。

## 6. 特定の背景を有する患者に関する注意

### (1) 合併症・既往歴等のある患者

#### 9.1 合併症・既往歴等のある患者

##### 9.1.1 著しく胃腸の虚弱な患者

食欲不振、胃部不快感、悪心、嘔吐、腹痛、下痢等があらわれることがある。

##### 9.1.2 食欲不振、悪心、嘔吐のある患者

これらの症状が悪化するおそれがある。

#### <解説>

9.1.1 本剤にはトウキが含まれているため、著しく胃腸の虚弱な患者に投与すると食欲不振、胃部不快感、悪心、嘔吐、腹痛、下痢等があらわれることがあることから記載している。

9.1.2 本剤にはトウキが含まれているため、食欲不振、悪心、嘔吐のある患者に投与するとこれらの症状が悪化するおそれがあることから記載している。

### (2) 腎機能障害患者

設定されていない

### (3) 肝機能障害患者

設定されていない

### (4) 生殖能を有する者

設定されていない

### (5) 妊婦

#### 9.5 妊婦

妊婦又は妊娠している可能性のある女性には投与しないことが望ましい。本剤に含まれるボタンピにより流早産の危険性がある。

### (6) 授乳婦

#### 9.6 授乳婦

治療上の有益性及び母乳栄養の有益性を考慮し、授乳の継続又は中止を検討すること。

(7) 小児等

9.7 小児等  
小児等を対象とした臨床試験は実施していない。

(8) 高齢者

9.8 高齢者  
減量するなど注意すること。一般に生理機能が低下している。

7. 相互作用

(1) 併用禁忌とその理由

設定されていない

(2) 併用注意とその理由

10. 相互作用		
10.2 併用注意（併用に注意すること）		
薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
カンゾウ含有製剤 芍薬甘草湯 補中益気湯 抑肝散 等 グリチルリチン酸及びその塩類を含有する製剤 グリチルリチン酸一アンモニウム・グリシン・L-システイン グリチルリチン酸一アンモニウム・グリシン・DL-メチオニン配合錠 等 [8. 2、11. 1. 1、11. 1. 2参照]	偽アルドステロン症があらわれやすくなる。また、低カリウム血症の結果として、ミオパチーがあらわれやすくなる。	グリチルリチン酸は尿細管でのカリウム排泄促進作用があるため、血清カリウム値の低下が促進されることが考えられる。

<解説>

1. カンゾウ含有製剤、グリチルリチン酸及びその塩類を含有する製剤  
 グリチルリチン酸をカンゾウの成分として本剤は含有しており、併用によりグリチルリチン酸の摂取量が増加するため、カリウム排泄作用が増強される。  
 本剤にはカンゾウが1日量として2.5g未満含まれているため、昭和53年2月13日付薬発第158号「グリチルリチン酸等を含有する医薬品の取扱いについて」に基づき記載している。

## 8. 副作用

### 11. 副作用

次の副作用があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止するなど適切な処置を行うこと。

#### (1) 重大な副作用と初期症状

##### 11.1 重大な副作用

###### 11.1.1 偽アルドステロン症（頻度不明）

低カリウム血症、血圧上昇、ナトリウム・体液の貯留、浮腫、体重増加等の偽アルドステロン症があらわれることがあるので、観察（血清カリウム値の測定等）を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、カリウム剤の投与等の適切な処置を行うこと。[8.2、10.2参照]

###### 11.1.2 ミオパチー（頻度不明）

低カリウム血症の結果としてミオパチーがあらわれることがあるので、観察を十分に行い、脱力感、四肢痙攣・麻痺等の異常が認められた場合には投与を中止し、カリウム剤の投与等の適切な処置を行うこと。[8.2、10.2参照]

###### 11.1.3 肝機能障害、黄疸（いずれも頻度不明）

AST、ALT、Al-P、 $\gamma$ -GTP等の著しい上昇を伴う肝機能障害、黄疸があらわれることがある。

###### 11.1.4 腸間膜静脈硬化症（頻度不明）

長期投与により、腸間膜静脈硬化症があらわれることがある。腹痛、下痢、便秘、腹部膨満等が繰り返しあらわれた場合、又は便潜血陽性になった場合には投与を中止し、CT、大腸内視鏡等の検査を実施するとともに、適切な処置を行うこと。なお、腸管切除術に至った症例も報告されている。[8.3参照]

#### <解説>

##### 11.1.1（偽アルドステロン症）、11.1.2（ミオパチー）

カンゾウを含有する漢方製剤を含むグリチルリチン酸含有製剤で偽アルドステロン症が発現した症例の報告があり、昭和53年2月13日付薬発第158号「グリチルリチン酸等を含有する医薬品の取り扱いについて」が通知されたことから記載している。

低カリウム血症、血圧上昇、ナトリウム・体液の貯留、浮腫、体重増加等の症状発現に注意し、異常が認められた場合には投与を中止し、カリウム剤の投与等の適切な処置を行うこと。

##### 11.1.3（肝機能障害、黄疸）

本剤によると思われる肝機能障害、黄疸の報告が集積されたため、上記の副作用を記載した。（平成16年12月8日付事務連絡「使用上の注意の改訂について」に基づく改訂）

#### 11.1.4 (腸間膜静脈硬化症)

本剤によると思われる腸間膜静脈硬化症の企業報告が集積されたため、上記の副作用を記載した。(平成25年8月6日付薬食安発0806第1号「使用上の注意」の改訂について)に基づく改訂)

### (2) その他の副作用

11.2 その他の副作用	
	頻度不明
過敏症	発疹、発赤、瘙痒等
消化器	食欲不振、胃部不快感、悪心、嘔吐、腹痛、下痢等

<解説>

頻度の判明する試験等を実施しておらず、自発報告を基に記載している。

### 9. 臨床検査結果に及ぼす影響

該当資料なし

### 10. 過量投与

該当資料なし

### 11. 適用上の注意

該当資料なし

### 12. その他の注意

#### (1) 臨床使用に基づく情報

該当資料なし

#### (2) 非臨床試験に基づく情報

該当資料なし

## Ⅸ. 非臨床試験に関する項目

---

### 1. 薬理試験

#### (1) 薬効薬理試験

該当資料なし

#### (2) 安全性薬理試験

該当資料なし

#### (3) その他の薬理試験

該当資料なし

### 2. 毒性試験

#### (1) 単回投与毒性試験

該当資料なし

#### (2) 反復投与毒性試験

該当資料なし

#### (3) 遺伝毒性試験

該当資料なし

#### (4) がん原性試験

該当資料なし

#### (5) 生殖発生毒性試験

該当資料なし

#### (6) 局所刺激性試験

該当資料なし

#### (7) その他の特殊毒性

該当資料なし

## X. 管理的事項に関する項目

---

### 1. 規制区分

該当しない

### 2. 有効期間

製造後 3 年

### 3. 包装状態での貯法

貯法：室温保存

### 4. 取扱い上の注意

#### 20. 取扱い上の注意

20.1 本剤の品質を保つため、できるだけ湿気を避け、直射日光の当たらない涼しい所に保管すること。

20.2 開封後は特に湿気を避け、取扱いに注意すること。

20.3 本剤は生薬を原料としているので、色調等が異なることがある。

### 5. 患者向け資材

くすりのしおり

### 6. 同一成分・同効薬

同一成分薬：クラシエ加味逍遙散料エキス細粒

コタロー加味逍遙散エキス細粒

J P S 加味逍遙散料エキス顆粒〔調剤用〕

ジュンコウ 加味逍遙散 F C エキス細粒 医療用

ジュンコウ 加味逍遙散 F C エキス錠 医療用

太虎堂の加味逍遙散エキス散 / 太虎堂の加味逍遙散エキス顆粒

ツムラ加味逍遙散エキス顆粒（医療用）

〔東洋〕加味逍遙散エキス細粒

本草加味逍遙散エキス顆粒- M

### 7. 国際誕生年月日

該当しない

8. 製造販売承認年月日及び承認番号、薬価基準収載年月日、販売開始年月日

販売名	オースギ加味逍遙散エキスG
製造販売承認年月日	1986年 8月 22日
承認番号	16100AMZ03873000
薬価基準収載年月日	1986年 10月 30日
販売開始年月日	1986年 10月 30日

9. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容

該当しない

10. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容

該当しない

11. 再審査期間

該当しない

12. 投薬期間制限に関する情報

該当しない

13. 各種コード

販売名	オースギ加味逍遙散エキスG
HOT (13桁) 番号	294包 : 1099096010201 500g : 1099096010101 84包 : 1099096010203
厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード	5200017D1024
レセプト電算処理 システム用コード	615101025

14. 保険給付上の注意

該当しない

## X I. 文献

---

### 1. 引用文献

- 1) 社内資料（漢方エキス製剤長期保存試験のデータ解析）
- 2) 社内資料（簡易懸濁法結果）

### 2. その他の参考文献

該当資料なし

## X II. 参考資料

---

### 1. 主な外国での発売状況

海外では発売されていない

### 2. 海外における臨床支援情報

該当資料なし

### XⅢ. 備考

#### 1. 調剤・服薬支援に際して臨床判断を行うにあたっての参考情報

本項の情報に関する注意：本項には承認を受けていない品質に関する情報が含まれる。試験方法等が確立していない内容も含まれており、あくまでも記載されている試験方法で得られた結果を事実として提示している。医療従事者が臨床適用を検討する上での参考情報であり、加工等の可否を示すものではない。

(掲載根拠：「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに関する Q&A について (その 3)」令和元年 9 月 6 日付 厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課 事務連絡)

##### (1) 粉碎

該当資料なし

##### (2) 崩壊・懸濁性及び経管投与チューブの通過性

試験結果

処方名	規格単位 剤形	通過性		崩壊性	
		適否	使用した サイズ	温湯 (55℃)	
				5 分	10 分
オースギ加味逍遙散 エキスG	2.5g/包 顆粒	適 1	8Fr.	—	○

本試験は、「内服薬 経管投与ハンドブック第4版 ((株) じほう)」に準じて実施。

## 顆粒剤<sup>2)</sup>

試験方法（崩壊）：検体 1 回服用量を、キャップをした注入器（容量 30mL）に入れる。

温湯（55℃）20mL 吸い取り、5 分間自然放置。放置後、崩壊性の状態を観察。5 分後に崩壊しない場合、さらに 5 分間放置後、崩壊性の状態を観察。崩壊している場合、15 往復横転する。

試験方法（通過性）：崩壊・懸濁した検体について、8Fr チューブに注入。経管チューブの注入端より約 2～3mL/秒の速度で注入。なお、チューブはベッド上の患者を想定し、体内挿入端から 3 分の 2 を水平にし、他端（注入端）を 30 cm の高さにセットする。

残渣が残るものについては、その後注入器やチューブ内を水 20mL で洗い流し（フラッシング）、通過性を観察する。

評価方法（崩壊）：検体を 55℃の温湯 20mL に入れ、5 分または 10 分放置後に攪拌したときの崩壊状態

- ：溶解またはすぐに懸濁
- △：懸濁しにくい
- ×：溶解・懸濁せず分散しない
- ：簡易懸濁法対象外

評価方法（通過性）：

適 1：10 分以内に崩壊・懸濁し、水 20mL でフラッシングすると、残渣を含む全量が 8Fr. チューブを通過する

適 2：—（未設定）

条 1：—（未設定）

条 2：—（未設定）

条 3：条件付通過。水 20mL でフラッシングするとき残渣が残るもので、さらに水 20mL 追加でフラッシングすると、残渣が残らず通過する

不適：経管投与に適さない

## 2. その他の関連資料

### (1) PMDA 重篤副作用疾患別対応マニュアル（患者・一般の方向け）

- ・ 偽アルドステロン症 (<https://www.pmda.go.jp/files/000245308.pdf>)
- ・ 低カリウム血症 (<https://www.pmda.go.jp/files/000224788.pdf>)
- ・ 薬剤性肝障害 (<https://www.pmda.go.jp/files/000240141.pdf>)

### (2) 日本漢方生薬製剤協会（漢方薬の副作用・安全性の情報）

- ・ 『カンゾウ（甘草）含有医療用漢方製剤による低カリウム血症の防止と治療法』  
([https://www.nikkankyo.org/seihin/take\\_kampo/110405c/kanzou.pdf](https://www.nikkankyo.org/seihin/take_kampo/110405c/kanzou.pdf))
- ・ 『漢方薬による腸間膜静脈硬化症』  
([https://www.nikkankyo.org/seihin/take\\_kampo/160201/m\\_phleboscclerosis.pdf](https://www.nikkankyo.org/seihin/take_kampo/160201/m_phleboscclerosis.pdf))